



ここ一番の 踏ん張りどころ

那須小学校 秋季大運動会

目次

■タウントビックス	P.2
■カメラスケッチ	P.12
■みんなの広場	P.14
■ほけんだより	P.16
■生涯学習だより	P.19
■タウンinformation	P.22
■那須自然百景	P.28



10月22日(日)は 衆議院議員総選挙の投票日です

衆議院議員総選挙が次のとおり行われます。

投票日 10月22日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼投票できる方 平成11年10月23日以前に生まれた方。転入者は、平成29年7月9日以前に住民票が作成され、引き続き3カ月以上那須町にお住まいの方。

▼投票所 入場券に当日の投票所が記載されています。

※次の2投票区は投票所が変更になりますので、ご注意ください。

○第11投票区

旧朝日小学校体育館から
逃室地区集会所施設に変更

○第18投票区

旧美野沢小学校会議室から
美野沢体育センターに変更

期日前投票

10月11日(水)～21日(土)

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない時は、期日前投票ができます。今回の選挙では、町役場と高原公民館で期日前投票を行うことができます。

▼期日前投票所および投票時間

○那須町役場1階町民ホール

午前8時30分～午後8時

○高原公民館

午前9時～午後6時

※場所によって期日前投票ができ

る時間が異なりますので、ご注意ください。

※道の駅那須高原友愛の森で期日前投票は実施しません。

入場券をお持ちください

入場券は公示日(10月10日)以降に郵送する予定です。なお、期日前投票を行うときは、入場券の裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、不在者投票ができます。また、病院や介護施設(県指定施設)などに入院、入所されている方は、今までもおり不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票もできます。

大切な一票必ず投票しよう

選挙は、私たちの意見を政治に反映させる大切な機会です。貴重な一票を無駄にすることなく必ず投票しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 6927



9月議会定例会 27議案を可決・認定

平成29年度第4回那須町議会定例会が、9月1日から19日までの19日間開催され、27議案が審議されました。いずれも原案どおり可決されました。可決された主な議案は次のとおりです。

【人事案件】

9月30日で教育長の任期満了となった平久井好一氏(小羽)が引き続き任命されました。また、教育委員会委員に大森源一郎氏(池田)、固定資産評価審査委員会委員に塩田誠氏(寄居本郷)が任命されました。

【決算の認定】

平成28年度一般会計当初予算に、災害発生時の避難所となる施設7箇所は無線LAN環境を整備するための費用や友愛の森再整備基本設計に要する費用などを計上し、6億9,450万円が追加され、総額122億650万円となりました。

【補正予算】

平成28年度一般会計当初予算に、災害発生時の避難所となる施設7箇所は無線LAN環境を整備するための費用や友愛の森再整備基本設計に要する費用などを計上し、6億9,450万円が追加され、総額122億650万円となりました。

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期間が終了します

10月13日(金)で臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期間が終了します。申請手続きが済んでいない方は、お早めに手続きをお願いします。

▼支給対象者

次の①～④の要件を全て満たす方
①平成28年1月1日時点で、那須町に住民票のある方
②平成28年度の住民税が課税されていない方
③平成28年度の住民税課税者の扶養親族等でない方
④生活保護の受給者でない方

▼給付額

1人につき15,000円
(1回のみ支給)

▼申請期限

10月13日(金)
※申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
※支給対象者の要件をすべて満たしているにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お問合せください。

▼問合せ

総務課総務係
☎ 6901

町からの文書の表示について

町では、9月25日から当面の期間、町長職務代理者を置くことにしました。
この期間に町が発行する各種証明書や通知などの文書は、那須町長の呼称ではなく、那須町長職務代理者の呼称が表示されます。文書の効力に変わりはありませんので、ご注意ください。
不明な点がある場合は、文書を発行する担当の課にお問い合わせください。

年末調整説明会 軽減税率制度説明会を 開催します



【年末調整説明会】

説明会では、事前に送付した「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、出席の際はご持参ください。また、年末調整関係用紙、法定調書の用紙が不足する場合には会場でお渡ししますので、受付で担当者に申し付けください。

【消費税軽減税率制度説明会】

説明会で使用する資料は、当日受付で配布します。説明会終了後、アンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。
※両説明会とも、対象地域の会場（日時）に出席できない場合には、他の会場（日時）に出席することができません。

▼問合せ

大田原税務署法人課税第一部門
☎0287・22・3115
音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

開催日	説明会	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月13日(月)	年末調整	13:00~15:00	那須野が原ハーモニーホール 小ホール 大田原市本町1-2703-6	大田原市
	軽減税率制度	15:15~16:30		
11月14日(火)	年末調整	13:00~15:00	那須町文化センター 小ホール 那須町大字寺子乙2567-10	那須町
	軽減税率制度	15:15~16:30		
11月15日(水)	年末調整	13:00~15:00	那須塩原市黒磯文化会館 小ホール 那須塩原市上厚崎490	那須塩原市
	軽減税率制度	15:15~16:30		

住宅用太陽光発電システムの 設置費補助を行っています

町では地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用の補助を行っています。是非ご利用ください。

▼補助金の額 1誌あたり3万円
(限度額10万円)

▼補助対象となる太陽光発電システム 次の要件をすべて満たすもの

- ・住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの
- ・低圧配電線と逆流方式で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10誌未満の太陽光発電システムであるもの
- ・未使用品であるもの

▼補助対象者 次の要件をすべて満たす方

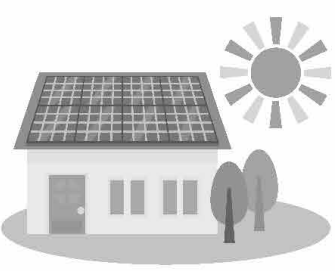
- ・自ら居住する住宅または居住しようとする住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限り）に太陽光発電システムを設置する方
- ・電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結し、申請年度中に電力受給を開始する方

・実績報告時に、太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民票を有する方

・世帯全員が、現住所地等において当該年度および前年度に課税された税等に滞納がないこと。

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

※既に工事着工・設置された方は補助対象とはなりません。



▼申込方法 環境課窓口で配布している交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。なお、代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書を添付してください。

※予算が無くなりしだい終了となります。なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎726916

毎年10月は全国不正 軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油代替燃料として灯油や重油を混和する等して使用するものです。
知事の承認を受けずに自動車の燃料として灯油や重油などを使用すると、罰則の適用を受けることがあります。
不正軽油に関わった者は、すべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報をお寄せください



不正軽油に関する情報は、不正軽油110番にお寄せください。
☎0282-23-3862

▼問合せ
栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

河川内樹木の伐採・持ち帰りを 希望する方を募集します

河川内に繁茂する樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に悪影響を及ぼすことや、ゴミの不法投棄の温床になるなど、河川管理上の支障となっています。
従来は、河川管理者である県が河川内の樹木の伐採・処分を行っていましたが、伐採・持ち帰り（無償）を希望する個人または団体等を募集します。
伐採した樹木は、薪ストーブの燃料・チップ加工等として有効活用できます。

▼伐採期間 12月1日(金)～平成30年2月28日(木)
▼場所 一級河川蛇尾川(大田原市町島地内、那須塩原市折戸地内)

▼面積 各10区画、1区画あたり約400㎡(樹径10～50cm、10～20本程度)

▼条件 県内在住の個人及び団体、法人

▼申込み 大田原土木事務所ホームページから応募用紙をダウンロードし、電子メールで申し込んでください。
※他の条件など詳しくは、大田原土木事務所ホームページで確認してください。

▼募集期間 11月6日(月)～11月20日(月)

▼問合せ 大田原土木事務所係全部 ☎0287-23-6543

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/index.html>

家屋の確認調査について



町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新増築を把握するほか、定期的な町内を巡回し新増築又は取り壊し等の調査を行っております。

【家屋が新増築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、遡って課税台帳から削

除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。

【お願い】

過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則として遡って課税(最大5年間分)となりますので、毎年郵送している固定資産税納税通知書に添付している課税明細書の内容と、家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係 ☎6905

剪定枝木破砕機を使って 剪定枝木を有効活用しませんか

町では、ごみの減量及び資源化を目的として剪定枝木破砕機を無料で貸し出しています。

破砕した剪定枝は土壌改良材や堆肥として活用できます。

▼対象者 那須町に住民登録している方

▼貸出期間 貸出日を含めた7日間

▼申込み 環境課窓口で配布している利用申請書を提出して

ください。その際、住所が確認できる書類(免許証等)を提示してください。

※貸出しは事前予約が必要です。

▼返却 燃料(レギュラガソリン)を満タンにして返却してください。

▼問合せ 環境課環境衛生係 ☎6916

10月16日から22日は行政相談週間

行政相談は、国等が行っている仕事への要望や苦情・意見を聴き、解決や実現を図ることを目的としています。相談は、総務大臣から委嘱された行政相談委員がお受けします。無料で相談でき、相談事項は固く守られますので安心してご相談ください。

■日 時 毎月第1・第3金曜日 午前9時～正午 ■場 所 ゆめプラザ・那須
 ■対応者 行政相談委員 平山英夫さん ☎72-5234
 ※相談日以外の日も、自宅でも応じますのでお気軽にご相談ください。

【秋の特設巡回行政相談】 ■日 時 10月16日(月) 午前9時～正午 ■場 所 芦野基幹集落センター

野生鳥獣防護柵の設置に係る費用の一部を助成します

野生鳥獣による農作物被害や観光事業所への鳥獣侵入による観光客への被害を防ぐため、産業振興の一環として防護柵の設置に係る資材の購入費用の一部を助成します。

▼補助対象者

- ①町内に10a以上の農地を耕作し生産販売を行っている農業者
- ②観光事業者で鳥獣侵入防止用の防護柵を必要としている法人

▼補助金額

防護柵の資材購入費の3分の2以内(個人は上限20万円、団体及び法人は30万円)

▼問合せ 農林振興課林務畜産係 ☎726913

犬の飼い主のみなさんへ



昨今のペットブームにより犬を飼う方が増える一方で、誤った飼い方により苦情につながるケースもあります。人と犬がともに快適な環境で暮らすために、正しい犬の飼い方に努めましょう。

▼犬の登録について

生後90日を経過した犬は登録が必要となります。登録は生涯に1回限りで、登録手数料は1頭につき、3,000円となります。環境課及び湯本支所、栃木県獣医師会所属の那須地区内の動物病院、町と契約している動物病院で申請してください。

▼狂犬病予防注射の接種について

狂犬病予防注射は年に1回接種

するよう法律で定められています。近くの動物病院か、年に1回、町内を巡回して実施する狂犬病予防集注射会場で接種してください。

▼犬のけい留について

犬をつないで飼うことは栃木県の条例で定められています。散歩の際も必ずリードなどをつないでください。

▼犬の糞について

糞の後始末は飼い主の最低限のマナーです。必ず持ち帰るようにしてください。

▼問合せ 環境課環境衛生係

☎726916



空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。

測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、町役場で掲示しています。

測定日：9月21日

測定機器：シンチレーションサーベイメータ

単位：マイクロシーベルト/時(μSv/h)

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】(測定の高さ：地上50cm)

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	0.07	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.13
大丸駐車場	0.06	大谷福祉館	0.17	中央運動公園	0.14
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.09	あたごハイツ	0.10
那須湯本駐車場(那須高原観光案内センター前)	0.08	千振公民館	0.17	田中地区コミュニティセンター	0.17
湯本支所	0.12	逃室地区集会施設	0.15	芦野支所	0.13
県道那須高原線下守子バス停	0.15	大島コミュニティセンター	0.10	追分バス停	0.14
室野井公民館	0.12	大同集落センター	0.15	糞沢生活改善センター	0.14
道の駅 那須高原友愛の森	0.14	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.12
池田地区農村センター	0.15	境の明神	0.12	道の駅 東山道伊王野	0.13
県道那須西郷線大沢交差点	0.09	寄居集落センター	0.12	稲沢公民館	0.07

国民健康保険 被保険者証の更新のお知らせ

国民健康保険に加入している方に、10月1日から利用する被保険者証を送付しました。平成30年8月から被保険者証と高齢受給者証を一体化することに伴い、有効期限が平成30年7月31日までとなっています。平成30年度以降の更新時期は毎年8月を予定しています。

なお、次の要件に該当する方は有効期限が異なります。

- ・75歳になり後期高齢者医療制度に移行となる方
- ・現在、退職者医療制度の被保険者で65歳になる方

■ 問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

子育て支援ガイドブックを 作成しました

妊娠から18歳までの子育て支援について総合的な情報を掲載したガイドブックを官民協働事業により作成しました。

妊娠・出産に関する手続きや健診についての情報、お子さんの病気の時の対応、幼稚園・認定こども園・保育園の情報、遊び場や相談施設などを掲載しています。

幼稚園・認定こども園・保育園を通して在園児の各家庭に配布するほか、役場や子育て支援センター、各支所等にも設置しますので、必要な方はお受け取りください。



無料アプリ「わが街事典」をインストールすれば、電子書籍版を閲覧することもできます。スマートフォン等でもご利用ください。

▼ 問合せ こども未来課 ☎726959

地熱エネルギーの最新動向と温泉との関係に関するセミナーを開催します

地熱エネルギーと温泉との関係は？

近年、地熱エネルギーに注目が集まり、全国各地で様々な取組みが進められています。セミナーでは、地熱エネルギーの基礎知識、他地域の事例、地下の仕組みや温泉との関係などを説明します。

▼ 日時 10月25日(水)午後1時15分～(受付午後0時30分)

▼ 場所 高原公民館(那須町湯本199-14)

▼ 講師 (二財)電力中央研究所 所長 榎田ひろみ氏、(公財)中央温泉研究所 所長 益子 保氏

▼ 参加費 無料 ※詳しい内容等については県ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼ 問合せ 栃木県環境森林部地球温暖化対策計画推進担当 ☎028-623-3187

FITドライブフォトラリー開催中!

「FIT」とは福島(F)、茨城(I)、栃木(T)の頭文字を取ったもので、「FIT構想」として3県の県際地域(那須岳・八溝山を中心とする地域)が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としての更なる発展を目指しています。

FIT地域内の観光振興や地域活性化、地域内の周遊促進等を目的として、ドライブフォトラリーを開催していますので、奮ってご参加ください。参加者には抽選でFIT地域内の旅館・ホテルペア宿泊券などの賞品が当たります。

おめでとうございます

平成29年度全国公民館永年勤続職員表彰を受賞

8月24日に、群馬県前橋市で開催された第58回関東甲信越静公民館研究大会において、秋元一浩さん(下半俵)が平成29年度全国公民館永年勤続職員表彰を受賞されました。

秋元さんは、平成9年から現在に至るまで、高原公民館において体育部長、総務部長、総務広報部長を歴任し、現在も地域活動の発展に貢献されています。今後の益々の活躍をご祈念申し上げます。



公民館研究大

▼ 開催期間 平成30年1月25日(木)まで

▼ 参加方法等

- ① FIT地域内の道の駅、観光名所等に設定した指定スポット(被写体)の写真を撮影
- ② 複数枚集めてメール又は郵送で事務局あて応募

詳細はホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

▼ 問合せ FIT構想推進協議会事務局

☎024-521-7118
<http://www.fit-area.jp/>

おめでとうございます 第11回全国和牛能力共進会で優等賞に入賞



9月7日から11日にかけて宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会において、大平博和さん（上川）、大森政宏さん（長南寺）が飼育する黒毛和牛が優等賞に入賞しました。



11月9日は「119番の日」です

秋季全国火災予防運動初日の11月9日は「119番の日」です。

「119番の日」は消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として制定されました。

▼119番通報から出動までの仕組み

①119番通報は、那須地区消防本部庁舎に併設されている栃木北東地区消防指令センターで全て受信します。

②住所や近くの目標物、状況など必要なことについてお聞きしますので、慌てずに落ち着いてお話しください。

※携帯電話やスマートフォンでの119番通報時は、「GPS機能をON」にすることで迅速に災害地点を特定することが出来ます。

③災害種別（火災・救急）や場所が確認できた時点で災害現場近くの消防署に予告指令を出し、準備が整い次第出動します。

▼聴覚や発語に障がいのある方へ【NET119緊急通報システム】

NET119緊急通報システムは、聴覚や発語に障がいのある方のためのシステムです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することが出来ます。ご利用を希望される方は、最寄りの消防署にお問い合わせください。

▼問合せ

那須地区消防本部通信指令課
☎0287・28・5111

車上ねらいがふえています

町内において、車上ねらいが増えています。8月の車上ねらい発生件数は11件で、前年の同月より7件も増加しています。

今後も同種事件が多発するおそれがあります。車内を覗きこんでいる人、同じ場所を何度も行き来している不審者や不審な車を目撃した時は、すぐに警察に通報して

ください。

また、車から離れる時は、次の点に注意しましょう。

○車内にかばんや財布などを放置しないようにしましょう。

○車の窓・鍵はしっかり閉めましょう。

○明るく、人目に付く場所に車を停めましょう。



高久ツギイさん（北沢）

日中は居間から外を眺め、来客があると家族に知らせるそうです。

100歳の敬老者に祝品を贈呈

9月21日、今年100歳の5名の敬老者を町長が訪れ、祝品を贈呈しました。

5人の皆さんは、ご家族に囲まれ笑顔で長寿の秘訣を話してくださいました。

これからもどうぞお元気で。



大森誠治さん（北条）

趣味はゲートボール。週に3回2キロ離れたグラウンドまで電動自転車で行くそうです。



薄葉子ヨコさん（樺）

よく世話してくれる孫嫁さんに感謝しているそうです。



青木登志さん（横町上）

好物は甘いもの。美味しい洋菓子を振舞ってくれました。



吉田ハナさん（横町上）

オシャレで外出の際は化粧を欠かしません。当日は素敵なお衣装で出迎えてくれました。



全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した 情報伝達訓練が全国一斉に実施されます

Jアラートを使用した情報伝達訓練として、防災行政無線による拡声放送と「那須町安全・安心メール」登録者(防災・防犯情報登録者のみ)にメールの配信を行います。

訓練ですので、お間違いの無いようご注意ください。(配信時間と内容は、都合により中止または変更することがあります)

【緊急地震速報訓練】

▼日時 11月1日(水)
午前10時頃

▼訓練内容

町内の防災行政無線から拡声放送を行うとともに、那須町安全安心メール登録者にメールを配信します。

○拡声放送内容

「只今から訓練放送を行います。緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」
(3回繰り返しされます)

○メール配信内容

・表題
「訓練【緊急地震速報】推定震度5弱」
・本文
「【訓練】こちらは、那須町役場です。緊急地震速報。震度5弱の地震が予想されます。」

▼日時 11月14日(火)
午前11時頃

【全国一斉情報伝達訓練】

▼訓練内容

町内の防災行政無線から拡声放送を行うとともに、那須町安全安心メール登録者にメールを配信します。

○拡声放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」
(3回繰り返し返されます)

○メール配信内容

・表題
「国民保護情報」
・本文

「これは、Jアラートのテストです。」

「那須町安全・安心メール」 の登録のお願い

「那須町安全・安心メール」とは、電子メールを使ってみなさんの携帯電話などに防災・防犯(停電)、火災情報等をお知らせするサービスです。配信登録をされない方は、この機会に登録をお願いします。

すでに、那須町安全安心メールの配信登録をされている方は、訓練メールが受信できたかを確認してください。(受信確認の連絡は不要です)メールが受信できなかった方は、設定の確認、または改めてメール配信の登録をお願いします。

なお、登録は無料ですが、メール受信などに伴うパケット通信料は利用者負担となりますのであらかじめご了承ください。

【配信登録の方法】

お持ちの携帯電話等から「Enast@sg.m.jp」あてに、空メールを送信してください。QRコード対応機種であれば、左のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



QRコードは(株)アンソーウェブの登録商標です。

全国瞬時警報システム (Jアラート)とは

弾道ミサイル情報、噴火速報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星及び地上回線を用いて国から送信し、市町村防災行政無線等の情報伝達手段を自動で起動することにより、国から直接住民に対し緊急情報を瞬時に伝達する手段です。

▼問合せ 総務課防災交通係
☎726902

防災のワンポイント

近年、竜巻による被害が多く発生しています。竜巻は季節を問わず発生しますが、特に台風シーズン(9月から10月にかけて)多く発生します。適切な行動を行い、竜巻から身を守りましょう。

【竜巻から身を守るために】

- 1 屋内にいる場合
窓ガラスの破片や飛来物を守るため、雨戸、カーテンを閉め、窓から離れて頑丈なテーブルの下などで竜巻の通過を待ちましょう。
- 2 屋外にいる場合
突風や飛来物を守るために、頑丈な建物の中や地下施設に移動しましょう。近くにそれらが無い場合は、物陰やくぼみなどに身を隠して竜巻の通過を待ちましょう。
- 3 竜巻の情報を手りする
気象庁のホームページにおいて、竜巻発生確度ナウキャストを確認すると、竜巻などの激しい突風が発生する可能性のある地域の情報を入手することができます。

<http://www.jma.go.jp/radnow/>



平成29年秋季全国火災 予防運動実施のお知らせ



ヤフー株式会社と災害時の協力に 関する協定を締結しました

町は、8月1日付けでヤフー株式会社との間に、『災害に係る情報発信等に関する協定』を締結しました。

主な協定の内容は次のとおりです。

【主な協定内容】

- ① 災害発生時に町公式ホームページのキャッシュサイトを作成すること。
- ② 避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載すること。
- ③ 避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーサービス上に掲載すること。
- ④ 被害状況、ライフラインの状況等に関する情報をヤフーサービス上に掲載すること。

【その他】

ヤフー株式会社との協定締結により、『ヤフー防災速報』アプリまたはメール版を登録されています。

る方に対して、町から避難所開設などの緊急情報を直接通知することができるようになりました。

この機会に、お手元のスマートフォンやパソコンなどで、『ヤフー防災速報』の登録をお願いします。

登録を希望される方は、次のURL又はQRコードからアクセスしていただき、ご登録をお願いします。

▼URL

<http://yahoo.jp/ihp05z>

▼QRコード



▼問合せ 総務課防災交通係

☎726902

今月の那須町消防団



消防団通常点検を実施します

通常点検とは、災害発生時に円滑な活動を行うため、各種点検を実施するものです。町の全地区から消防団員・消防車両を集結させ、ポンプ車などの機械器具点検や、団員の統率を図るための規律訓練を点検します。

当日は役場周辺において分列行進及び車両パレードを実施します。交通規制にご協力をお願いします。

▼日時 10月29日(日)
午前8時～

▼場所 黒田原小学校
(雨天時は同校体育館)

消防団の活動服が新しくなりました

消防団員の活動服がこの度、消防団員制服基準の改正に基づき、新基準である難燃性素材活動服を購入しました。

新しい活動服は消防団員の安全確保を重視し、難燃性素材を使用するとともに、オレンジ色の配色を増やして、夜間活動時等の視認性を高めた仕様となっています。

今後も、消防団装備品の更新や新規導入を適宜行い、火災をはじめとする様々な災害に対応できるような消防防災力の強化に努めていきます。

▼問合せ 那須町消防団事務局
(那須消防署内) ☎725923

▼目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

▼防火標語

(平成29年度全国統一防火標語)

『火の用心 こぼれを形に』

【習慣1】

▼実施期間 11月9日(木)～15日(水)までの7日間

▼住宅防火

いのちを守る7つのポイント
(3つの習慣・4つの対策)

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▼問合せ 那須地区消防本部
☎0287・28・5103



財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成28年度決算における財政健全化判断比率（4指標）と資金不足比率をお知らせします。

それぞれの指標には、財政の健全性を判断するための基準が設けられており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないとされています。

平成28年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。いずれの指標においても基準を下回っており、「健全」な状況にあります。今後も健全な状況を維持できるよう、将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

○健全化判断比率

健全化判断比率の名称	那 須 町	早期健全化基準	説 明
実質赤字比率	—	13.89%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、黒字のため該当ありません。
連結実質赤字比率	—	18.89%	全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、黒字のため該当ありません。
実質公債費比率	8.8% (9.2%)	25.0%	一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）です。
将来負担比率	59.2% (63.6%)	350.0%	一般会計等において将来的に支出することが見込まれる額から、充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

※ 実質公債費比率と将来負担比率の〔 〕内の数値は、平成27年度の数値です。

※ 早期健全化基準とは、健全化判断比率がその値を超えた場合は、財政健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により財政の健全化を図ることとなる基準です。

○資金不足比率

特別会計の名称	那 須 町	経営健全化基準	説 明
水道事業会	—	20.0%	各特別会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。
下水道事業特別会計	—	20.0%	
観光事業特別会計	—	20.0%	
宅地造成事業特別会計	—	20.0%	

※ 経営健全化基準とは、資金不足比率がその値を超えた場合は、経営健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により経営の健全化を図ることとなる基準です。

■問合せ 企画財政課財政係 ☎72-6906

まちづくり懇談会についてのお知らせ

町では今年度、町内18地区でまちづくり懇談会を開催する予定でしたが、町長の体調不良により、開催を延期することになりました。

参加を予定していた皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、町政へのご意見やご質問は随時受け付けていますので、下記の連絡先にお寄せください。

今後の開催については、町長が職務に復帰次第、改めてお知らせいたします。

■連絡先 総務課広報広聴係 ☎72-6901 FAX 72-1133
メールアドレス somu@town.nasu.lg.jp